

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 英国の銀行賞与特別税の法案発表

2009年12月9日に、英国政府は、銀行賞与特別税（Bank Payroll Tax、以下 BPT）の法案を発表しました。この新税は、金融機関の個々の社員に支給されるボーナス中、25,000ポンド（約370万円）を超える部分について、金融機関に50%の税率でBPTの納税義務を課するというものです。金融機関が公的補助を受けているにもかかわらず、社員に高額ボーナス支給していることへの国民の不満が高まっていることから、高額ボーナスの支給を抑制する目的で急遽導入されたといわれています。当初発表された法案と解説に次いで当局は12月24日にQ&Aを出しましたが、適用対象等が一部修正されています。このため、まだ最終的な法律がどのようなになるかについて不明な点がありますが、既に適用対象期間が始まっていますので、現状で判明している新税の要点を紹介します。

1. 適用対象期間は？

2009年12月9日から2010年4月5日までの間に、課税対象金融機関が一定の社員に支給するボーナスが対象です。ただし、2009年12月9日以前に支払義務が確定していたボーナスは、同期間中に支払われていたとしても課税対象外です。当局は、適用期間を延長することも考慮していると発表しており、BPTの効果が十分でなかった場合は、期間が延長される可能性があります。

2. 課税を受ける金融機関は？

法案によれば、銀行、住宅金融組合、銀行グループ又は住宅金融組合グループに属する投資信託英国法人及び金融取引英国法人、並びに、外国銀行の英国支店、銀行グループに属する金融取引外国法人の英国支店が課税対象金融機関とされています。銀行には、英国内に恒久的施設を有する等一定の要件に該当する外国銀行も含まれます。まだ対象企業の定義につき不明な点があり、実際にどのような金融機関が対象となるかについては、最終法律の発表を待つ必要があります。

3. 対象となる金融機関の社員は？

課税対象金融機関に雇用された社員の内、①2009年4月6日から2010年4月5日までに英国に居住した者又は②英国内で勤務した者が対象となります。ただし、当局は、12月24日のQ&Aで、英国居住日数が上記①の期間中60日以下の者は対象外とする見解を発表しました。また法案では、対象となる社員は、関連業務に直接・間接にかなりの比重で関わる者と規定されているため、必ずしも課税対象法人の全社員が対象になることはないと思われませんが、最終法律で対象範囲が明確にされることが望まれます。なお、関連業務としては、預金の受入、自己または代理人としての投資取引等（保全・管理を含む）、抵当契約業務等があげられています。

4. 対象となるボーナスは？

個々の社員について、合計額中25,000ポンドを超える部分です。現金の他、現物報酬や手当も対象に含まれますが、定期的な給与や手当は対象外です。また、借入の形をとった場合や支給の繰延も対象となります。支給が雇用者以外の第三者により行われた場合も対象となりますし、会社間のチャージの仕方にも影響されません。さらにQ&Aは、退職金も対象となると説明しています。

5. 誰がいつ納税するのか？

課税対象金融機関が2010年8月31日までに申告かつ納税する義務があります。納税が遅れたり納税額が過少であった場合は、加算税・延滞税が課されます。BPTは、法人の経費にも税額控除の対象にもできませんし、また、社員個人の所得税や社会保険料にも影響しません。

お見逃しなく！

1月末時点での当局見解に変更がなければ、英国居住日数が2009/10年度中60日以内の社員へのボーナスについては、課税対象から除かれると思われませんが、対象期間中に英国へ社員を派遣する金融機関は、申告納税義務の検討を要します。対象となる企業の範囲、対象となる銀行員等の範囲等につき、まだ不明な点が多いものの、金融機関は、最終的な法律の発表があり次第、早急に対策を立てられるよう準備する必要があるでしょう。